

市町村名	事業名等	対象者・内容等
大崎町	定住促進支援事業 (空き家バンク)	<p>★ 町内の空き家を有効活用し、利用希望者にわかりやすくお知らせします。 (空き家バンク制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大崎町内の空き家の有効利用を通して本町への定住促進、梨息活性化を図る制度。</li> <li>・町内の空き家情報を町のホームページ上に公開することで、利用希望者を広く募集する。</li> </ul>
大崎町	宅地分譲事業	<p>★ 本町の造成した宅地を、住宅を必要とする方に対し分譲します。</p> <p>1 譲受者の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定住促進住宅用地に永住し、当該地を住所地とすることができる者。</li> <li>(2) 年間所得が150万円以上ある者。</li> <li>(3) 申請時点での満年齢が、18歳以上、50歳未満である者、もしくは町内保育所、学校等に通学する予定の扶養親族がいる者。</li> <li>(4) 家族構成が本人を含めて2名以上であること(1年以内に婚姻予定の者を含む)。</li> <li>(5) 分譲の契約締結の日から2年以内に住宅の建築工事に着手できる者。</li> <li>(6) 納税に滞納が無いこと。</li> <li>(7) 本人およびその家族が、暴力団関係者でないこと。</li> <li>(8) 地元自治公民館に加入すること。</li> </ol> <p>2 禁止事項 分譲を受けた土地を、町長の許可無く第三者に譲渡すること。</p> <p>3 申請する際の必要書類等について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成25年中の所得を証明する書類(所得証明書)</li> </ol> <p>※ 所得証明書はお住まいの市町村役場の税務担当課で交付されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 納税を証明する書類(納税証明書, 過去3年分)</li> </ol> <p>※ 納税証明書はお住まいの市町村役場の税務担当課で交付されます。</p> <p>※ 納税の実績が無い場合は、非課税証明書等の提出をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(3) 住民票の写し(世帯全員分)</li> <li>(4) 大崎町定住促進住宅用地譲渡申請書(別途様式)</li> <li>(5) 大崎町への住所移転確約書(別途様式)</li> </ol>
大崎町	大崎町空き家リフォーム促進補助金	<p>★ 空き家の修繕等を行った場合に、改修に要した経費の一部を助成します。</p> <p>【補助対象の空き家】 個人が自ら居住することを目的に建築し、1年以上継続して居住していない家屋 ※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていた家屋は対象となりません。</p> <p>【補助対象者】 空き家の所有者又は賃貸や売却を行うことができる権利を有する方</p> <p>【補助要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市区町村民税等に滞納がないこと。</li> <li>2. 居住地の自治公民館に加入すること。</li> <li>3. 町内の建築業者等(個人事業主を含む)に空き家の改修を発注すること。</li> <li>4. 申請年度内に工事が完了すること。</li> </ol> <p>※改修後、活用することが必須</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 賃貸や売却するほか、自己又は親族等が居住することも可能</li> <li>② 賃貸や売却に当たっては、空き家等バンクに登録すること</li> </ol> <p>【補助対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅の機能向上のための修繕、模様替え、設備改善(店舗や倉庫などは対象外)に要する経費。ただし、備品の購入や外構工事は対象外とします。</li> <li>2. 家財道具等の運搬及び廃棄に要する経費。</li> <li>3. 空き家の改修等に要する経費(消費税は除く)で、その額が30万円以上であること。</li> </ol> <p>【補助金の額】 補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>【申請】 改修工事着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理することができません。</p>

